

アルコール依存症 と診断されて



保健所 地域保健課
精神保健グループ
☎ 853 - 7973

アルコール依存症は、飲酒をコントロールできない「病氣」です。全国に約109万人いるとされ、治療している人はわずかに5万人。治療に至らない理由に、意思が弱いなどの周囲の誤解や偏見、酒のない生活への本人の恐怖心があります。

アルコール依存症と診断され、20年断酒会に通い、酒を止め続けている座安孝さん（53）にお話を伺いました。

●きっかけ

私は中学生の頃、学校の先輩の命令で酒を買いに行き、自分も先輩に勧められて飲酒するようになりました。最初は缶ビール1缶も飲めませんでした。酒に強いと「格好イイ」、「飲めるようになりたい」と子ども心に思い、酒を口にしていました。

高校生になると、自然に飲酒

IIクラス会やクリスマスなどの楽しいイベントが結びつき、その楽しさから「飲みたい」と思うようになりました。社会人になると、落ち込んだ時や怒りがこみ上げた時に酒が慰めてくれるように思え、飲酒が習慣にな

りました。そうして飲み続けているうちに自分でも気付かぬまま、ブレーキがきかなくなっていました。

30歳の時、飲酒運転で逮捕された私を心配した父親が、病院へ連れて行きました。そこでアルコール依存症と診断され入院することになりました。自分は飲み方をコントロールしている、と初めは病気を認めませんでした。しかし退院直後から飲酒をし、アルコール性のてんか

んで救急搬送。その後も飲酒欲求が止まらず、依存症を徐々に自覚するようになりました。それから病院から紹介を受け、地域の断酒会に参加するようになりました。

●断酒会

断酒会では、酒に悩む人たちとその家族が自分の悩みや経験を語り合い、自分と酒との関係を見つめなおします。なぜ飲みたくなるのか、我慢できないのかを自らに問い、気持ちの整理を行うのです。

私は飲んだり止めたりしながら断酒会に参加していました。そんな私を心配し、自宅の様子を見に来てくれる断酒会の先輩がいました。彼がなぜ私を氣にかけるのか分からず、とても不思議でした。

そんな折、事故で骨折した彼

1日飲まないでいることの苦勞を知っています。そして当事者しか理解できない辛さや淋しさを共感し、分かち合うことができます。

以前は暗い顔で断酒会に訪れ、言葉少なに座っていた若い女性が、通い続けるうちに少しずつ回復し、先日新しい仕事を果たと笑顔で報告してくれました。こうして自分だけでなく仲間たちが成長していくのを見るのも、今の私の喜びです。

市では、アルコール依存症で悩んでいるご本人やご家族からの相談、断酒会の紹介、医療機関などの情報提供を行っています。お気軽にご相談ください。



●1人で悩まないで

私は、酒が止められず悩んでいる人には、「断酒会に行つてごらん」と声をかけるようになっています。断酒会の仲間はみな、

アルコール依存症について～病気の理解～
精神科医 稲富仁先生による講話、
当事者と家族の体験談など
日時 11月30日(木) 13時～15時
※前日までに電話で要予約
場所 市保健所3階大会議室
アルコール関連問題啓発パネル展
日時 11月24日(金)～12月1日(金)
場所 那覇市役所1階ロビー



平成30年1月1日から
**資源化物の無断持ち去り
罰則金を5万円に引き上げます**

*資源化物とは・紙、缶、びん、ペットボトル、布、草木

損害額は年間約5千万円！ 市民とトラブルになるケースも

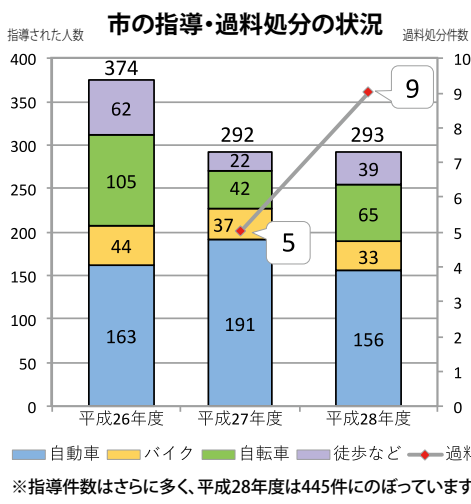
市では条例（那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例）で資源化物を無断で持ち去る行為（持ち去り行為）を禁止していますが、違反は後を絶ちません。特に古紙の持ち去り被害が大きく、回収量が最大だった平成14年度に比べ、平成28年度の回収量は約38%まで落ち込んでいます。市の試算では、回収量の減少による損失は、年間約5千万円となっています。

持ち去りの被害は歳入面のみではありません。ごみ置き場の汚損や早朝からの騒音、プライバシー侵害の可能性など、市民生活にも影響を及ぼしています。

さらに、持ち去り行為者に対し市民が直接、注意することによるトラブルも報告されています。持ち去り行為を見かけた場合は、持ち去り行為者には接触せず、日時や場所、車両番号などを市にご連絡ください。

過料額を5万円に引き上げ

持ち去り行為への対応として、市ではパトロールを実施し、持ち去り行為者への口



禁止

頭指導や処分などを行ってきました。

その結果、1万円の過料（罰則金）を科すようになった平成27年度の指導人数は前年度より減少しましたが、平成28年度はほぼ横ばいの状況です。一方、過料処分の件数は増加しており、処分を受けたすべての人が、その後も持ち去り行為を継続している現状があります。

そのため、平成30年1月1日から、過料額を5万円に引き上げることになりました。これにより、資源化物の回収増加による歳入が見込まれ、ごみ置き場の汚損やごみの散乱なども減少することを期待しています。

市では、今後も持ち去り行為者への指導を継続し、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上に努めていきます。

紙類や缶類に 奨励金 拠点回収事業

ご家庭から出される古紙類や飲料缶を集めて保管し、定期的に市へ引き渡す団体（PTAや自治会など）に対し「奨励金」を交付します。

この事業により、無断での持ち去りを抑止する効果もあります。
【対象の資源化物と奨励金】

対象品目		奨励金額
紙類	紙パック／新聞紙・チラシ／ダンボール／本・雑誌・雑紙	10 円／ kg
	飲料用アルミ缶	100 円／ kg
	飲料用スチール缶	5 円／ kg

※対象団体や回収方法など、詳しくはお問い合わせください。



クリーン推進課 ☎ 889・3567